

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施した ダイオキシン類の測定結果について

平成 15 年 2 月 12 日 (火)
環境管理課
TEL(直) 026-224-8034 (内)3014
廃棄物対策課
TEL(直) 026-224-7320 (内)3044

平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という)第 28 条の規定により、平成 14 年 2 月 1 日から平成 15 年 1 月 31 日までに長野市内の施設設置者より報告されたダイオキシン類の測定結果を公表する。

平成 15 年 1 月 31 日現在、法による届出がなされている大気基準適用施設は廃棄物焼却炉 32 施設、水質基準適用施設は廃棄物焼却炉関係 21 施設、下水道終末処理施設 3 施設である。

大気基準適用施設は報告義務のある 31 施設のうち、27 施設から排出ガス濃度の報告があったが、平成 14 年 12 月 1 日から適用された新基準を超過している施設が 2 施設あり、12 月 1 日より使用を停止している。また、未報告の 4 施設についても使用を停止している。

同じく平成 14 年 12 月 1 日より、廃棄物処理法に定める焼却炉の構造基準が改正されたが、これに適合していない施設は 7 施設あり使用を停止している。水質基準適用施設は報告義務のある 3 施設の全てから排水濃度の報告があり、基準超過した施設はなかった。

また、平成 14 年 12 月 1 日より既設の廃棄物焼却炉から排出される焼却灰(燃え殻)やばいじん(飛灰)を埋め立て処分する場合、1 グラム中に含まれるダイオキシン類濃度が 3 ナノグラム^(注)以内でなければならないとする基準が適用された。なお、この基準を超過するダイオキシン類を含んだ焼却灰やばいじんは、特別管理産業(一般)廃棄物として処理しなければならない。この基準を超過した施設は、焼却灰については 1 施設、ばいじん(飛灰)については 4 施設あった。

(注) ナノグラムは 1 グラムの 10 億分の 1

記者発表資料

(1)大気基準適用施設

(平成 15 年 1 月 31 日現在)

特定施設の種類		H14.1.31 現在施設数	H14.2.1 以降		現在数
			新規届出数	廃止数	
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	3	0	0	3
	2000 ~ 4000kg/h	1	0	0	1
	200 ~ 2000kg/h	14	0	4	10
	50 ~ 200kg/h	24	1	7	18
合計		42	1	11	32

(2)水質基準適用施設

(平成 15 年 1 月 31 日現在)

特定施設の種類		H14.1.31 現在施設数	H14.2.1 以降		現在数
			新規届出数	廃止数	
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設等		20	3	2	21
下水道終末処理施設		3	0	0	3
合計		23	3	2	24

2.ダイオキシン類測定結果

(1)排出ガスの基準適合状況

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設の種類		報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	3	0.0076	0.0018	0.0052	0
	2000 ~ 4000kg/h	1	0.000005	0.000005	0.000005	0
	200 ~ 2000kg/h	10	6.3	0.0000025	1.5	0
	50 ~ 200kg/h	13	44	0.075	7.0	2

(2)排出水の基準適合状況

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類		報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物焼却炉に係る廃ガス 洗浄施設等		0	-	-	-	0
下水道終末処理施設		3	0.0021	0.00087	0.0014	0

(3)燃え殻及びばいじんの測定状況

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		燃え殻測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	3	0.014	0.0019	0.0086
	2000 ~ 4000kg/h	0	-	-	-
	200 ~ 2000kg/h	7	1.3	0.0000014	0.32
	50 ~ 200kg/h	10	11	0.000042	1.3

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		ばいじん測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	1	0.083	0.083	0.083
	2000 ~ 4000kg/h	1	0.0000015	0.0000015	0.0000015
	200 ~ 2000kg/h	10	5.0	0	1.3
	50 ~ 200kg/h	9	72	0.0047	10

処理基準については平成 14 年 12 月 1 日から 3 ng-TEQ/g が適用されている。